

# 港湾運送事業法について

## (目的) 法第1条

この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

## (定義) 法第2条

この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であって次に掲げるものをいう。

### 第1項

1. 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第5号までに掲げる行為を一貫して行う行為
2. 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第4号に掲げる行為を除く。）
3. 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（13人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
4. 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未滿の者に限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行う場合に限る。）
5. 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管
6. 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）
7. 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）
8. 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

## 第2項

この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず港湾運送事業を行う事業をいう。

## 第3項

この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行う事業をいう。

1. 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
2. 港湾においてする船積貨物の警備

## 第4項

この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾をいう。その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法に基づく港の区域をいう。

### （事業の種類） 法第3条

港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

1. 一般港湾運送事業（前条第1項第1号に掲げる行為を行う事業）
2. 港湾荷役事業（前条第1項第2号及び第4号に掲げる行為を行う事業）
3. はしけ運送事業（前条第1項第3号に掲げる行為を行う事業）
4. いかだ運送事業（前条第1項第5号に掲げる行為を行う事業）
5. 検数事業（前条第1項第6号に掲げる行為を行う事業）
6. 鑑定事業（前条第1項第7号に掲げる行為を行う事業）
7. 検量事業（前条第1項第8号に掲げる行為を行う事業）

### （港湾の指定） 施行令第2条

法第2条第4項の港湾は、別表第1のとおりとする。

### （港湾運送から除く貨物の運送） 施行規則第2条

法第2条第1項第3号の国土交通省令で定める運送は、次のとおりとする。

1. 船用品（燃料炭を除く。）の当該船用品を使用する船舶への運送又はその船舶からの運送
2. 屎尿、塵芥、厨芥、荷粉又は泥土の運送
3. タンク船又は運搬漁船（もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶をいう。）による運送

### （法第2条第1項第4号の総トン数） 施行規則第3条の2

法第2条第1項第4号の国土交通省令で定める総トン数は、500トン（内航海運業法施行規則第9号様式備考1括弧書の船舶にあっては510トン）とする。

別表第 1

都道府県	港湾
北海道	稚内
	留萌
	小樽
	函館
	室蘭
	苫小牧
	釧路
青森	青森
	八戸
岩手	久慈
	宮古
	釜石
	大船渡
宮城	石巻
	仙台塩釜
福島	小名浜
秋田	秋田船川
山形	酒田
新潟	新潟
	両津
	直江津
茨城	日立
	鹿島
千葉	木更津
	千葉
東京	京浜
神奈川	横須賀
静岡	田子の浦
	清水
愛知	三河
	衣浦

都道府県	港湾
愛知	名古屋
三重	四日市
富山	伏木富山
石川	七尾
	金沢
福井	敦賀
京都	舞鶴
	宮津
和歌山	和歌山下津
大阪	阪南
	大阪
兵庫	尼崎西宮芦屋
	神戸
	東播磨
	姫路
徳島	徳島小松島
香川	高松
	坂出
愛媛	新居浜
	今治
	松山
	郡中
高知	高知
岡山	岡山
	宇野
	水島
	笠原
広島	福山
	尾道糸崎
	呉
	広島

都道府県	港湾
鳥取	境
島根	
山口	岩国
	徳山下松
	三田尻中関
	宇部
	小野田
山口	関門
福岡	
福岡	苅田
	博多
	大牟田
	三池
佐賀	唐津
佐賀	伊方里
長崎	臼浦
	相浦
	佐世保
	長崎
熊本	三角
	八代
	水俣
大分	大分
	津久見
	佐伯
宮崎	細島
	油津
鹿児島	鹿児島
	名瀬
沖縄	運天
	那覇
	平良
	石垣

問い合わせ先

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館11階

中部運輸局海事振興部貨物・港運課

TEL: 052-952-8014